

旅客運送事業の安全・利便の確保に関する行政評価・監視結果に基づく改善措置状況の概要

- 調査の実施時期：平成 24 年 4 月～8 月
- 調査等対象機関：中部運輸局、愛知運輸支局、三重運輸支局、バス事業者、旅客船事業者等
- 所見表示（改善通知）年月日：平成 24 年 8 月 27 日（通知先：中部運輸局）
- 回答年月日：平成 24 年 9 月 26 日

所見表示（概要）	中部運輸局の回答（概要）
<p>1 事故の的確な把握</p> <p>① バス事業者に対し、事故報告書の提出及び速報に該当する事故の基準を改めて周知徹底し、期限を遵守して提出するよう指導を徹底すること。また、その際、事故報告及び速報の趣旨に鑑み、状況の確認に時間を要して報告の期限を過ぎることのないよう、暫定的であっても期限を守って報告するよう徹底すること。</p> <p>② 旅客船事業者に対し、安全管理規程に基づき、発生した事故を適切に報告するよう指導すること。</p> <p>2 安全確保対策の徹底</p> <p>(1) バス事業者</p> <p>ア 監査の実効性の確保</p> <p>① 新規許可事業者及び営業区域拡大の認可を受けた事業者に対し、呼出監査を活用するなどにより漏れなく早期に監査を実施することを徹底すること。</p> <p>② 重大な車両故障や人身事故等については、監査を実施するまでの期間を定め、的確な監査を実施すること。また、監査によ</p>	<p>平成 24 年 9 月 25 日に運輸支局に対し、通達を発出し、運行管理者及び整備管理者の研修等、関係者が集まる機会ごとに、バス事業者に対して指導を実施するよう指示した。また、バス事業者に対して同日、別途、指導通達を発出し、指導した。</p> <p>旅客船事業者に対し、今後も、安全管理規程に基づき、発生した事故を適切に報告するよう文書及び監査等において指導する。</p> <p>運輸支局に対し、上記通達により、新規許可事業者又は営業区域拡大の認可を受けたバス事業者に対し、呼出監査を活用するなどにより漏れなく早期に監査を実施すること、重大な事故等を引き起こしたバス事業者に対し、法令違反の疑いや社会的影響を勘案して、優先的に監査を実施すること、行政処分等を受けた事業者に対する呼出監査を適切に実施することを指導した。</p>

所見表示（概要）	中部運輸局の回答（概要）
<p>り改善を指示した事項については、3か月以内に呼出監査等を実施し改善措置状況を的確に確認すること。</p> <p>③ バスの使用停止等の行政処分を行う際、処分内容、改善措置等を多くの利用者等が知り得るようホームページ等で公表することを事業者に対し指導するとともに、行政処分後に行う呼出監査等において公表状況を確認すること。</p> <p>イ 法令遵守の徹底</p> <p>① 運転者の勤務時間、運転者に対する適切な運行指示等、改善基準告示、運輸規則等に定めるバス運行に係る基本的な安全確保措置を徹底させること。</p> <p>② 整備管理者の選任・変更の届出及び車両の点検、整備の記録の励行等、道路運送車両法、保安基準等に定めるバス整備に係る基本的な安全確保措置を徹底させること。</p> <p>(2) 旅客船事業者</p> <p>ア 法令、安全管理規程遵守の徹底</p> <p>① 法令に基づき、救命設備及び消防設備の整備を適切に行うとともに、緊急時に直ちにこれらの設備が使用できる状態にしておくこと。</p> <p>② 旅客定員を遵守すること。</p> <p>③ 事故処理に関する訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>④ 運航開始前に呼気検査を実施してその結果を記録するなど、酒気帯び状態での乗船を確実に排除するための措置を講ずること。</p> <p>⑤ 緊急連絡先を常に最新のものとして整備すること。</p>	<p>運輸支局に対し、上記通達により、行政処分等を行う際に事業者に対して処分内容等の公表実施を徹底するよう指導するとともに、フォローアップ監査において事業者による公表状況を確認するよう指導した。また、バス事業者に対して指導通達を発出し、指導した。</p> <p>運輸支局に対し、上記通達により、運行管理者及び整備管理者の研修等、関係者が集まる機会ごとに、バス事業者に対して指導を実施するよう指示した。また、バス事業者に対して、指導通達を発出し、指導した。</p> <p>旅客船事業者に対して、平成24年10月を目途に、法令に基づく救命設備及び消防設備を適切に備え付けるよう文書の発出により指導を行う。</p> <p>また、安全総点検等において、その後の是正状況について確認する。</p> <p>旅客定員の遵守、年1回以上の事故処理に関する訓練の実施、酒気帯び状態での乗船の排除、常に最新の緊急連絡先を整備することについて、今後は更に指導を強化し徹底を図る。また、その後の是正状況については訪船等により確認する。</p>

所見表示（概要）	中部運輸局の回答（概要）
<p>イ 地震・津波対策の推進</p> <p>① 地震防災対策基準において、東海・東南海・南海地震に伴う大津波の襲来に備えた避難場所及び避難経路を設定するとともに、避難場所及び避難経路を示した図面を船舶内に掲示し、旅客に周知すること。</p> <p>② 関係機関や他の事業者とも連携を取りつつ、可能な限り地震・津波の発生時における行動手順を含めて地震・津波防災に関する訓練を計画的に実施すること。</p> <p>3 運輸安全マネジメントの取組推進</p> <p>① 法令で定められている安全方針、安全目標及び安全重点施策の策定並びにこれら輸送の安全にかかわる情報のインターネット等による公表を、監査等を通じて事業者に徹底するとともに、事業者による公表状況を確認すること。</p> <p>② 中部運輸局及び管下の運輸支局が行う運輸安全マネジメント評価等の機会を通じて、事業規模など事業者の実態を踏まえつつ、事業者自らが運輸安全マネジメントに取り組む上で有益かつ具体的な情報の提供及び的確な助言に努めること。</p>	<p>旅客船事業者に対して、東海・東南海・南海地震に伴う大津波の襲来に備えた避難場所及び避難経路を設定するとともに、これを示した図面を船舶内に掲示することについて、今後は更に指導を強化する。また、その後の是正状況については訪船等により確認する。</p> <p>旅客船事業者に対して、関係機関や他の事業者とも連携を取りつつ、可能な限り地震・津波の発生時における行動手順を含めて地震・津波防災に関する訓練を計画的に実施するよう今後は更に指導を強化する。また、その後の是正状況については訪船等により確認する。</p> <p>運輸支局に対し、通達を発出し、バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価、フォローアップ監査等の際に指導を実施するよう指示するとともに、管内のバス事業者に対して指導通達を発し、指導した。</p> <p>また、旅客船事業者に対する監査等において指導を徹底するとともに、事業者による公表状況を確認する。</p> <p>運輸支局に対し、通達を発出し、バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価、新規許可時及び監査の際に、情報提供及び助言を実施するよう指導した。</p> <p>また、旅客船事業者に対する運輸安全マネジメント評価等の機会を通じて、事業者規模など事業者の実態を踏まえつつ、今後も事業者自らが運輸安全マネジメントに取り組む上で有益かつ具体的な情報の提供及び的確な助言に努める。</p>